

令和7年3月31日

契約約款の一部改正について

次の契約約款について、一部を改正しましたのでお知らせします。

- (1) 委託契約約款（以下、「【委託】」という。）
- (2) 設計・測量等委託契約約款（以下、「【設計・測量】」という。）
- (3) 物品供給契約約款（以下、「【物品供給】」という。）
- (4) 物品製造（印刷製本）請負契約約款（以下、「【物品製造】」という。）
- (5) 修繕請負契約約款（以下、「【修繕】」という。）
- (6) 賃貸借契約約款（レンタル）（以下、「【賃貸借（レンタル）】」という。）
- (7) 賃貸借契約約款（以下、「【賃貸借（リース）】」という。）
- (8) 電力供給契約約款（以下、「【電力】」という。）
- (9) 売払契約約款（以下、「【売払】」という。）

1 改正概要

公共工事標準請負契約約款において、発注者が任意解除権を行使するときは、帰責事由がない場合の損害賠償の免責は認められていないため、本市工事請負契約約款を公共工事標準請負契約約款に合致するように改正しました。

つきましては、本市委託契約約款等について、同様の改正を行うとともに、条文整理等を行いました。

2 改正内容

(1) 発注者（委託者）（賃借人）（売払人）の任意解除権

ア 対象約款及び条項

- 【委託】第38条
- 【設計・測量】第42条
- 【物品供給】第21条
- 【物品製造】第26条
- 【修繕】第23条
- 【賃貸借（リース）】第17条
- 【電力】第20条
- 【売払】第14条

イ 改正内容

- (ア) 免責規定の削除（【物品供給】、【物品製造】、【修繕】、【賃貸借（リース）】、【電

力)、【売払】)

公共工事標準請負契約約款において、発注者が任意解除権を行使するときは、帰責事由がない場合の損害賠償の免責は認められていないため、免責を規定しているただし書きを削除します。

(イ) 第2項(損害賠償請求権)の追加(【委託】、【設計・測量】)

委託者の任意解除権行使時における、受託者の損害賠償請求権は、他の損害賠償請求権と合わせて規定されていましたが、任意解除権行使時には、免責規定が適用されないことから、他の損害賠償請求権からは独立し、新たに規定します。

(2) 供給者(受託者)(請負人)(賃貸人)の損害賠償請求等

ア 対象約款及び条項

【委託】第45条

【設計・測量】第49条

【物品供給】第31条

【物品製造】第36条

【修繕】第33条

【賃貸借(レンタル)】第22条

【賃貸借(リース)】第27条

【電力】第30条

イ 改正内容

3(1)の改正に基づき、任意解除権の条文参照を削除します。

(3) 下請負人等の通知

ア 対象約款及び条項

【委託】第6条

【設計・測量】第6条

イ 改正内容

下請負人等の通知に関する規定は、第2項として表記していましたが、本市の他の契約約款と同様に、条の枝番号を追加して第6条の2として表記します。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更

ア 対象約款及び条項

【委託】第22条

イ 改正内容

協議開始日の規定(第8項)について、本市の他の契約約款と同様に、全体スライド(第3項)も対象とします。

3 適用開始日

令和7年4月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知及び見積通知）に係る契約について適用します。

4 その他

改正後の各種契約約款については「ヨコハマ・入札のとびら」の「入札・契約関係規程」からご覧ください。

また、それぞれの契約の「誘因」の日により、適用する契約約款が異なりますので、契約書作成のためにダウンロードする際はご注意ください。

※適用する約款が誤っている契約書については、綴じなおしをお願いすることとなりますので、ご注意願います。

担当： 財政局契約第二課

電話： 物品、印刷、賃貸、不用品買受等

671-2248

委託、設計・測量等

671-2186